

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律

律等の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第五六号(衆))

二、参議院議院運営委員長報告

(平成二十二年一月二六日)

○鈴木政二君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

一、提案理由(平成二十二年一月一八日・衆議院本会議)

○川端達夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

(略)

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行おうとするものであります。

(略)

各法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き下げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案及び松田公太君発議による国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、衆議院提出の両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

(略)

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。